

## 平成 27 年度 第 2 回 石狩市子ども・子育て会議 議事録

日時 平成 28 年 2 月 24 日（水）10 時 00 分～11 時 05 分

場所 石狩市役所 401・402 会議室

### 議事次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
  - (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
- 4 その他
  - (1) 事務局より事務連絡
- 5 閉会

### 出席者

#### 委員

坪田 清美	○	大久保 篤	○	奥山 玲香	×
青木 貞康	○	近藤 宏	○	森田 明	○
三浦 ひとみ	○	藤原 市子	○	木脇 奈智子	○
河岸 由里子	○	岩尾 美映	○	納谷 真智子	○

#### 事務局

保健福祉部	部長 三国義達
保健福祉部子育て支援課	課長 田村和人、主査 菅原学
保健福祉部こども家庭課	課長 櫛引勝己、主査 大西泰斗、主査 石井悟
保健福祉部こども相談センター	センター長 上ヶ嶋浩幸、主査 今田竹哉

傍聴者 1 名

## 【1 開会】

○事務局（田村課長）

本日はお忙しいところお集まりいただきどうもありがとうございます。

定刻になりましたので、これより平成 27 年度第 2 回石狩市子ども・子育て会議を開催いたします。

議事審議の間まで、進行をさせていただきます、子育て支援課の田村です。よろしく願いいたします。

まず最初に本日の資料の確認をしたいと思います。

事前にお送りしている「議事次第」「資料 1 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について」こちらについては変更がありましたので再度お配りしております。

当日配布の部分ですが、資料 1 の参考として「市内教育・保育施設一覧」を追加させていただいております。それと「資料 2 新年度における石狩市の子ども・子育て事業について」という資料を配布しております。皆さまお手元にありますでしょうか。

本日の出席状況についてご報告いたします。石狩市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないとなっております。本日は委員 12 人中、11 人の出席をいただいておりますので、半数を超えておりますので、この会議が成立したことをご報告いたします。

## 【2 会長挨拶】

○事務局（田村課長）

続きまして、開会にあたりまして、坪田会長よりご挨拶をいただき、引き続き会議進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○坪田会長

皆さんおはようございます。今日はすごい風が強くて、寒くて、もう春待ちわびていたのにという感じで、逆戻りのような天候の中、お忙しい中ご苦労さまです。

私たちの業界は、師走より 3 月が忙しく、今年は閏年なので 1 日得したのかなと思いつつも、もうすぐ 3 月だなと思うと気が急くような忙しい毎日なんですけども、今日は石狩市全体の子ども・子育てについての会議ということで、皆さんの協議を頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

## 【3 議題 (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について】

○坪田会長

それではさっそくですが、今日の議題です。(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定についてということですが、ここから入って行きたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局（大西主査）

皆さまおはようございます。こども家庭課の大西です。

私からは議題の(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について説明いたします。

議案の説明に入る前に、本日お配りした参考資料ということで、市内教育・保育施設の一覧の方を説明してから、議題の方に移りたいと思います。

参考資料をご覧くださいまして、こちらの資料は平成 28 年 4 月を想定して作成したものです。  
保育施設、教育施設、そして裏面にはその他の施設ということでへき地保育所、認可外保育施設の 3 区分で大きく分けまして整理しているところです。  
その中で平成 27 年度今現在と比べて、今度の 4 月変わる点について、若干ご説明したいと思います。

**【資料 1 参考】市内教育・保育施設一覧**  
について説明

続きまして**【資料 1】子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について** こちらの資料をご覧ください  
いただきたいと思います。

こちらの資料につきましては、1 ページ目の 1 の概要から、2 ページ目の 5 の利用定員の設定の考え方  
につきましては、制度の概要と手続き関係を記載しているところがございます。平成 26 年 12 月に  
子ども・子育て会議におきまして、新制度に移行する施設の利用定員を設定した回がありましたけど  
も、その時から基本的には内容としては変わっておりません。

**【資料 1】子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について**  
1 から 5 について説明

6 番目に移ります。ここからが今日の本題ということになります。  
平成 28 年 4 月から、市内 4 施設が幼保連携型認定こども園に移行します。  
これに伴いまして、幼稚園ですとか保育所で事業の設定の変更することになりますので、これに伴う  
利用定員の設定を今回するものです。

**【資料 1】子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について**  
6 について説明

次のページに移ります。7 の利用定員の変更です。  
こちらにつきましては、花川マリア幼稚園から利用定員を変更する届出がありまして、今後の需要の  
減少が見込まれるために、利用定員を 105 人から 75 人に減員したいという内容でした。  
次に 8 番目、子ども・子育て支援事業計画における確保方策との比較につきましては、別表 1 教育・  
保育施設に係る利用定員をご覧くださいと思います。

**【資料 1】子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について**  
別表 1 について説明

続いて別表 2 の方、計画値（確保方策）との比較の資料をご覧くださいと思います。

**【資料 1】子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について**  
別表 2 について説明

なお、この資料をもちまして、計画そのものを変更するものではありませんので、ご理解いただきたいと存じます。

私から資料の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○坪田会長

はい、ありがとうございました。

議題 1 につきまして、事務局から説明をいただきましたが、質問、意見等ございませんでしょうか。

(特に無し)

○坪田会長

はい、無いようですので、それでは次に進んでいきたいと思ひます。

#### 【4 その他 (1) 事務局より事務連絡】

○坪田会長

次のその他ですが、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (菅原主査)

皆さまお疲れさまです。子育て支援課の菅原です。

私の方から情報提供ということで【資料 2】新年度における石狩市の子ども・子育て事業についてご説明いたします。

この資料は、平成 28 年度新年度予算に要求しているものの中から、子ども・子育てに関する事業を抽出したものでございます。したがひまして、現段階では議決されていないことをご承知おきいただきたいと思ひます。それでは資料にしたがひてご説明させていただきます。

#### 【資料 2】新年度における石狩市の子ども・子育て事業について について説明

以上、新年度における石狩市の子ども・子育て事業についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○坪田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、資料 2 の説明に対しまして、質問、ご意見ございませんか。

○木脇委員

5 番のひとり親家庭の欄なんですけど、ひとり親と書いてある所と母子家庭と書いてある所があるんですけども、全てのものが母子家庭と父子家庭に該当するのか、どこどこが母子家庭なのかをというのわかる範囲で教えてください。

○事務局（上ケ島センター長）

こども相談センター上ケ島です。基本的にひとり親という言い方をしておりますけども、母子家庭等ということでございまして、父子家庭も入ります。言葉の使い方がひとり親と使ったり、母子家庭と使ったりしますが、基本的にひとり親のお母さんのご家庭だったり、父子家庭だったり、どちらも該当します。

○木脇委員

わかりました。そういうことが市民の方にわかるようにどうぞお願いいたします。

○坪田会長

今のは記載を変えることですか。

○事務局（三国部長）

これは国の補助メニューなんです、母子家庭等というのは。制度メニューみたいで。母子家庭等になっていて父子家庭を入れたりする。国がその名称で補助制度を作ったため、その事業名称を使っている。

○坪田会長

では変えないけども、そういうことだということですね。わかりました。

○納谷委員

4 番子育て家庭支援の部分の拡充のところで、放課後児童クラブ待機児童ゼロというのがありましたね。15 クラブで定員が増えてますよね、530 人から 580 人と。確か去年から小学校 3 年生までの部分が小学校 6 年生までになりましたよね。実際には今どのくらい 4 年生からの高学年の部分、子どもが児童クラブに通っているのでしょうか。

○事務局（田村課長）

正確な数字は用意してきてなくて申し訳ございません。実際 27 年度については、4・5・6 年生で 20 人いるかどうかというのが今の状況だと思います。

ただ、28 年度についてはそのまま継続される方も増えているというのが実際のところで、クラブの定員につきましては、新入学生が減っているというのが実際のところではありますが、クラブを利用する方が増えているというのが今の現状で、来年度このように増員という形にさせてもらっております。

○藤原委員

5 番目の所です。拡充にあります、ひとり親生活サポート 40 万円とありますが、実際どういうことをしているのでしょうか。

○事務局（上ケ島センター長）

こちらは例えばこちらにあるとおり、未就学児のいるひとり親家庭で、たまたま仕事が長引くとか、

普段休みの日であったはずなのに仕事が急に入ったですとか、そういった時に利用できる。

○事務局（今田主査）

こども相談センター今田と申します。

今回この未就学児のいるひとり親家庭の親が仕事で不在にする場合、家庭内でのサポートを使っているですよという、この部分を拡充するという意味で未就学児のという使い方をしております。

これまでのひとり親生活サポート支援につきましては、小学生がいるご家庭が例えば冠婚葬祭ですとか、突発的に土日に仕事が入ってしまったということで、やむを得ず子どもを家においておかなければいけない場合に使える、そういった意味のサポートをぼけっとママさんに委託をしてサポートしていただく事業でございますので、ここでいう未就学児というのはあくまで今回拡充をする部分、未就学児のいる親が仕事で不在する場合に定期的にこの事業を使っただけという部分で拡充ということで説明をさせていただきます。

○藤原委員

今回は未就学児だけの親も加わっていくということですよ。

どんな風に使われているか知りたかったのは、本人が申し込んで、市が調整してやってくれるということだと思います。

○坪田会長

誰か行くのですか。

○事務局（上ヶ島センター長）

ぼけっとママさんの方で登録されているお母さんが、そのご家庭に訪問したり、あるいは子どもさんをファミサポに預けて見ていただいてまた引き取って帰ってもらう。

○坪田会長

ファミサポですか、誰が動いているのかのイメージ。

○事務局（上ヶ島センター長）

お母さんからお電話をいただくのはこども相談センターで、何日の何時から何時までという形で受付しまして、ぼけっとママさんに連絡入れてその時間帯来れますかと問い合わせして、オッケーですよと答えただければまたお母さんの方に報告するという事務的な流れです。

○坪田会長

なんか登録とおっしゃっていたということは、このひとり親世帯のサポート、いつこういう状況になるかわかりませんよね。ということは、みんながファミサポに登録してるというイメージですか。

○事務局（上ヶ島センター長）

登録はこども相談センターの方で。

○藤原委員

前もって登録しているのですね、そういう心配があるからと。

○坪田会長

それと、その就学児、未就学児の部分がはっきりしないですけど、今までは小学生も、それとも小学生まで。

○事務局（上ヶ島センター長）

これまでは小学生までこういった制度を使えました。

○坪田会長

小学生までというのは、12歳まで使えた。

○事務局（上ヶ島センター長）

今回拡充になったのは、未就学児の部分についてだけ定期的に、というのが加わりました。突発的だったのですね、今までは。未就学児も全部含めて突発的な場合は誰か行って支援しますよという形だったんですけど、未就学児については毎週何曜日とかこの時間帯とか、定期的に利用することもできるようにします。

○藤原委員

わかりました。要するに断ることはないということですよ。

○三浦委員

未就学児に限ったのは多分、おそらくですけど、小学生以上なら留守番ができるかな、という感じなんではいなかね。今まで6時までという規定だったんです。6時までひとり親家庭生活を受けられる。6時以降はファミリーサポートセンターの有料の方を使ってくださいというシステムだったものを、そこを有料じゃなくてこちらも使えるように拡充しましたよというようなことと、及びに定期的というのがどこまで定期的かはまだわからないですけども、例えばシフト制のあるような看護師さんとか介護士さんが何時まで使えるとか、そんな感じのことを言っているのかな。この40万という数字が具体的に出てきたのでどのくらい上限を決めるのかなとか、そういったことに入っていくと思います。断ったことがないかということになりますとですね、なんとかやりくりしてはいたしましたが、たまにちょっと難しく年に1回か2回ぐらい電話を入れたような気がします。すみません。

○坪田会長

私の方からすみません、いいでしょうか。

3番の新規事業で保育料軽減の部分ですけど、認可外保育施設というのは今石狩市内にどれくらいあるのでしょうか。

○事務局（櫛引課長）

こども家庭課の櫛引です。認可外保育施設につきましては、市から認可外保育の交付金を支給している施設としては2施設ございます。

この保育料軽減のシステムにつきましては、認可保育所等を使った場合につきましては通常未就学児であれば第1子が全額なんですけれども、第2子の方は半額、第3子以降無料ということになっております。しかしながら、例えば札幌市からお子さん2人の世帯が石狩市に転入した場合、たまたま上のお子さんが認可外保育施設に入られ、下のお子さんだけが認可保育所に入られた場合につきましては、2人目のお子さんにつきましては第2子としてカウントされておられません。これにつきましては、現状の制度上、第1子としてカウントされておまして、半額ではなく全額扱いになってきています。これも市の単独の事業といたしまして実際認可保育所等を利用されている第2子のお子さんの分を半額にした分を、市の方から差額分を支給するという制度になっています。

○事務局（三国部長）

要は制度の狭間ですね。

1箇所地域型保育で3歳未満では認可なんですけど、4歳以上は認可外、そういう保育所がある。そうなりますと、通常ですと本来は上のお子さんが第1子とカウントするのが、たまたま認可外だということで、第1子としてカウントされなくなってしまうというのが今の現状の国の制度なんです。これはちょっとあまりにもそのご家庭としてはかなり不利益となってしまうので、そんなに件数もないというのがあるんですけども、私どもでそういった部分は、基本的に全市同じような扱いになるようにしようということでこの補助制度を設けた。

○坪田会長

わかりました。今上のお子さんが無認可という設定ですけど、もし下の子が無認可で上の子が認可であったら、この無認可に通っているお子さんの保育料も半額にするんですか。

だって2箇所あるんですよね、無認可保育所ね。たんぼぼだけではないですよ。たんぼぼは上の子どもたちが認可外ですよ。だけどそうではなくて、もう1箇所あるところの例えば上の子は何とか入れたけど下の子は無認可に行っています、という場合も下の子の無認可保育所に通ってても半額になるんですか。

○事務局（櫛引課長）

認可保育所等の料金との差額分について補助するという制度ですので、上のお子さんは認可保育所に通った場合についてはもともと第1子のお子さんは全額負担となっておりますので、それについては市からの補助は第1子分の認可外についてはありません。

○坪田会長

第2子分の認可外についてはない。第2子が無認可だったら半額にはならない。

○藤原委員

これ見てればなるんじゃないのかな。



○坪田会長

この文書だととなりますよね。

○事務局（櫛引課長）

保育所等を利用する第2子以降のお子さんの保育料ですので、この保育所等には認可外保育施設は入ってません。

○坪田会長

保育所等のところに無認可は入っていない。

○事務局（櫛引課長）

2行で説明するのは非常に難しいですけども、制度的な意味合いとしては、多子世帯の方で認可外保育施設を利用するお子さんがいて、認可保育所等を利用している第2子以降のお子さんの保育料を軽減するという制度となってますので、認可保育所だとか地域型保育市内にもありますけども、そういったところを利用している第2子以降のお子さんの市で定めている保育料を軽減するという制度です。

○事務局（三国部長）

この文面だと誤解を招くという指摘ですよ。要望なんかもうちょっと詳しくあるんですけど、今回この説明作ったんですけど、対外的に市民向けのガイドブックとかはもうちょっと詳細書かせてもらいます。

基本的に地域型保育という、いわゆる下の方だけが認可になって上の方は違うというケースが出てきてしまったので、このような実際同じようなケースなのに片方は国の制度で減免だけど、片方はなっていないというのが実態として出てきたということで、これを市として対応するというところでございます。

○坪田会長

ちょっとわかりづらいなと思います。保護者の方が理解できるような風にしておいたほうが良いかなと思いました。

もう一つすみません。次の新規事業で給食費等の問題ですけど、今まで給食費、教材費、行事費等は保育園で生活保護世帯等の減免はなかったんです。幼稚園はあったんですね。認定こども園の幼稚園部はある、ない。これ特定教育・保育施設という認定こども園全部入りますので、この子は生活保護世帯だなと思うと給食費をいただかない、市にその分を請求するという風になるのでしょうか。

○事務局（櫛引課長）

給食費については幼稚園等ということで書かさせてもらってますけども、これは幼稚園と認定こども園の幼稚園部が含まれてます。これの給食費につきましては、給食費のうち副食材料費、1号認定を受けていらっしゃる方のご家庭、生活保護世帯、市内には中国残留邦人等の保護世帯はいらっしゃいませんけれども、実質市内には生活保護世帯のみということになっておりますので、この世帯に属し

ているお子さんの給食費のうちの副食材料費につきましては市の方から、限度額はありますけども実費徴収された金額と限度額いずれか低い額を後で保護者の方に直接市の方からお支払いするという制度です。

○坪田会長

そしたら市役所に申請したらいいよというひと言を添えればよいということですね。

○事務局（櫛引課長）

生活保護担当部署と連携とりまして、直接ご家庭の方に文書等を送付しまして申請していただくのが漏れがなくて良いかなということで今考えています。

○坪田会長

施設側はあまり意識しなくても大丈夫と。

○事務局（櫛引課長）

施設さんについても PR という意味で、先ほどの保育料軽減も含めまして、市の方で 3 月に要綱を 2 つ作りまして PR させていただきたいと思っておりますので、掲示等よろしくお願ひしたいと思っております。

○坪田会長

はい、わかりました。他にご質問ありませんか。

○木脇委員

資料 1 の別表 2 を拝見して、これを見ていると今石狩市には待機児童はいないのかなと。特に 0・1・2 歳の所が。全国的には足りないと言われているんですが、余っているように見えますが、これは実態的にはどうなのでしょう。本当に充足しているのでしょうか。何をベースにこれを出されているのか教えてください。

○事務局（大西主査）

別表 2 の計画というのは、計画策定の時に保護者にニーズ調査をして、そこから保育所なり幼稚園なり利用したいと希望を元に、量の見込みを計算して出した需要の規模になります。

こちらの表は計画上の数値とのすりあわせと言いますか、比較でこうなっているというところで、実際のところとしては今のところ待機児童は発生していない状況で、今ある施設の中で対応していただける状況になっています。こちらは計画上の話なので実際とは若干違っているのはご了承くださいと思います。

○木脇委員

ありがとうございます。前もこの質問したような気がして、申し訳ございません。また状況が変わったらそれに応じていくということでしたね。

○事務局（大西主査）

そうですね。中間年に見直しするような話になっています。

○坪田会長

他にありませんか。

○岩尾委員

すみません。いつも小学校の親の立場からの目線でしか物事を言えないのですが。

今回給付とか、大きい金額でどんどん割り当てられているのですが、その中で3番子育て家庭の中の保護者への経済支援の就学援助費などなんですが、いつも思うんですけど1年生や4年生とかは大きな金額でスキーの購入とかあると思うんです。スキーの購入とかはレンタルに変更することによって金額が抑えられたりとか、兄弟がいるところはお下がりをもったりとか、毎回毎回新しいものを購入するのはどうかかなと思ってまして。もしそういうところで余る金額が発生するのであれば給食費を下げてくださいたり、給食費を払えていない家庭の状況など調べてもらってそこに補っていただくとかなど、税金の使い方をちょっとだけ考えてもらえないのかなと思っているのですが。

○事務局（三国部長）

実は教育委員会の方の支給制度、就学援助費の話なんですけど、答える立場ではないのですが、私生涯学習部長も前やりましたので。

おっしゃるとおりのこと非常にありましてですね、このスキー意外と高くなるのですね。就学援助の中で学習の部分もあるのですが医療費も実は該当になっている。ですから多額なところは医療費と特に体育実技用品ということもありまして、スキーを回せないとか、どこかにおいて余ったのを全部在庫管理して回せないとかやったんですけども、なかなかやっぱりそこは難しいところでした。結局そこが形変えられないまま実際来たんですけども、おっしゃるとおりの部分で、実は新規の方でレンタル方式にしているのが柔道で、これが必修科目になった時にこれがそのまま移行して、それぞれ各自が用意するとなった時、1年間に10時間あるかないかですがそのために柔道着を買わすということもあるんですけども、約25パーセントから3割が就学援助のご家庭なものですから、それを市費で全部用意してとなると莫大な費用が出るということで、下はジャージにして上着だけ柔道着を備え付けにしたというのは実はこのことも意識してありました。

他にもいろいろ就学援助には、国の方の施策でPTA会費ですとか、部活会費をみるというのがあるんですが、先生が言っていたのでわからないのですが学校ごとで全部違うんですね、PTA会費が。あまりにもばらつきがあるのでそこを就学援助化するのは実はいろいろ苦労しています。ただ国の方の、これ国費の事業なものですから、どれに該当するというのを合わせないと全くだめなものですから、その狭間で改良できるものはやっているというのが実情であります。

○坪田会長

就学援助世帯でなくても、生活保護世帯でなくても、だいたいリサイクルショップとかでみんな頑張ってるんだと思うんで、新しいのがあたるのもどうかというか、理解していただけるんじゃないかなんて思いますけどね。

あとはないでしょうか。

○河岸委員

子ども総合支援関係のところ、セジュール・まるしえで支援の中で、中学生までは外部教員とかでいいと思うんですが、高校生となると高認試験ありますよね。その高認試験の支援の経費の2割を負担するというのもありますけど、8割を払えないお子さんもいると思うんですね。そういうお子さんのために高校生の勉強も学習支援拠点のところセジュール・まるしえは教えてもらえるのだろうか。

○事務局（上ヶ島センター長）

高校生もセジュール・まるしえで勉強を教えることになっておりまして、セジュール・まるしえは中学生から高校生ということになっております。ですから高校生も対象に勉強を教えます。

○河岸委員

要は高認試験を受けられる程度に教えてもらえると、結局塾とかそういうところに行く余裕はないけれども、セジュール・まるしえに通うことで高認試験を受けられたら、だいぶいろんな子が助かるかなと思ったものですから。

○事務局（三国部長）

今回は拠点ではまるしえを拡大と、それから戸別訪問というのが新たな項目なんですけども、おっしゃるとおり元々まるしえというのはひきこもり対策をやっているんで、特に年齢制限がない所なんです。ですからサポートの一環としてそういった意欲のあるお子さんが来れば、当然そこも支援していきたいと。そのための学習支援のスタッフも用意しますので、それぞれのお子さんのニーズに応じて対応していくというのを基本にしたいと思います。

○坪田会長

不登校だけでなく、高校生が行きやすいような、開いたような感じになってほしい。高校生も使っていますか、実際。

○事務局（三国部長）

来てます。

○坪田会長

他にありませんか。無いようですので、その他の議題を終了したいと思います。全体を通して何か無ければ、事務連絡をお願いします。

○事務局（菅原主査）

最後に、今後の子ども・子育て会議の部分につきましてご説明させていただきます。今年度子ども・子育て会議今回2回目ということでやってまいりましたが、今回が最後ということになります。今年度もご出席いただきましてありがとうございます。

来年度につきましては、委員の皆さまの任期が今年の 8 月 31 日までとなっております。引き続きご協力をお願いしたいと思います。会議の議題は今日行いましたような利用定員の設定の部分、または今年度からスタートしております「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理の部分を中心に実施をしていきたいということで、新年度も多くて 3 回程度の開催を予定してございます。

なお、次回の日程でございますが、平成 28 年度に入りましてから個別に日程を調整させていただきますので、その際にはご協力をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

#### 【5 閉会】

○坪田会長

それではこれで子ども・子育て会議を締めくくらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

平成 28 年 3 月 24 日議事録確定

石狩市子ども・子育て会議

会長 坪田清美